

掲 示 文 兼 入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の下記に記載する工事に係る入札等については、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

なお、本件は、総合評価落札方式〔施工体制確認型〕及び余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式の工事である。

本工事は、ストック改修技術開発の促進のため、工事に併せ賃貸住宅の維持保全に関する技術、調査及び情報収集等業務（以下「技術開発等業務」という。）を行うものである。

1 掲 示 日 令和7年12月19日（金）

2 発 注 者 独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 高原 功
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

3 工事概要

(1) 工 事 名 07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事
(電子入札対象案件)

工事場所 大阪市此花区高見一丁目6番

工 期 令和8年5月12日～令和9年8月23日

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年5月11日まで)

※工期（実工事期間）には準備工事を含む。

※契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

※余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(2) 工事内容は、CD-R（要申込）に収録の図面及び現場説明書のとおり（交付方法については7及び別紙1を参照）。工事概要等は、「別表1」参照のこと。

(3) 工事实施形態

① 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に「施工に関する取組み」等に関する競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」の工事である。

② 本工事は、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内

容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型」の試行工事である。

- ③ 本工事は、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（発注者が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式）の工事である（別添4-1、4-2参照）。
- ④ 本工事は、総合評価において、施工品質向上に関する技術提案を特に重視する試行工事である。
- ⑤ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ⑥ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、以下に掲げる条件を全て満たすことを求める試行工事である。
- ・監理技術者等と同等の基準を満たす担当技術者が追加配置できること。
 - ・監理技術者等と追加の担当技術者両者が現場常駐できること（経營業務の管理責任者は対象外）。
 - ・配置する現場代理人は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑦ 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。
- ⑧ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の工事である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。
- ⑨ 本工事は、保全工事共通費等調査の対象工事である。詳細は、現場説明書を参照すること。
- (4) 本工事においては、申請書及び資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によって電子入札システムで申請書及び資料が提出できない場合は、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、申請書及び資料を提出すること。）。
- 電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、令和7年12月26日（金）までに下記8(2)へ「紙入札方式参加承諾願」及び「紙入札業者入力表」を提出すること。）
- なお、申請書類等の差し替えは、申請書提出期限までに限り認める。期限後の差し替えは認められないため、十分に確認して書類を提出すること。
- (5) 本工事の積算に当たっては、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を適用している。
- (6) **技術開発等業務に関する積算基準**
- 本工事の技術開発等業務に関する積算基準については、下記のとおり閲覧する。
- ① 期間：令和7年12月19日（金）から令和8年2月9日（月）
 - ② 場所：独立行政法人都市再生機構 西日本支社
 - ③ 方法：希望日時の1営業日前までに、あらかじめ下記8(3)記載の連絡先に連絡のうえ、指定された日時に行うこと。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）でないこと。
- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第332条の規定に該当する者（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）でないこと。
- (3) 当機構関西地区における令和7・8年度の一般競争参加資格について、「保全建築」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、発注者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「保全建築」の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 地理的条件として、「別表1」の要件を満たす者であること。
- (6) 平成22年度以降（平成22年4月1日から令和7年3月31日まで）に元請として完成し引き渡しの済んでいるもののうち、「別表2」に示す同種工事要件【企業の実績】を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、工事費は出資比率で按分した金額を実績とする。）。
なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有するものとする。
- (7) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。また、(14)に基づき低入札価格調査対象となった者は、主任技術者又は監理技術者は工事現場に常駐する必要がある為、選出にあたっては注意すること。
 - ① 一級建築士又は1級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であり、契約時においても継続して資格等を有する者であること。
 - ② 平成22年度以降（平成22年4月1日から令和7年3月31日まで）に元請として完成し引き渡しの済んでいる「別表2」に示す同種工事要件【配置予定技術者の実績】に該当する経験を元請として有する者であること。ただし、原則として対象建築物の工事着工日（工事に着手する日）から竣工日（建築主事等及び当機構による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確認日）までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。なお、経常建設共同企

業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記①、②、③及び④の基準を満たす技術者を1名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (9) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、「不誠実な行為」とは、当機構（(株)URコミュニティを含む。）発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (12) 当支社（(株)URコミュニティを含む。）発注の工事成績については、申請書及び資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (13) 令和5年4月1日以降に当機構（(株)URコミュニティを含む。）が関西地区で発注した工事種別「保全建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満（工期末が令和6年10月1日以降の工事については、70点未満とする。）がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、下記①及び②の条件を満たすこと。
 - ① 当機構が発注した工事種別「保全建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
 - ② 当機構が発注した工事種別「保全建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (14) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を満たすこと。
 - ① 上記(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす担当技術者を1名以上追加配置し、工事現場に常駐できること。
 - ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある現場代理人を配置できること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
 - ③ 追加配置する担当技術者名簿及び配置する現場代理人については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。
- (15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受託者等

- (1) 4 (10)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「別表1」に掲げる者である。
- (2) 4 (10)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、別添1「評価項目、評価基準及び得点配分等について」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

「価格評価点」と(1)による価格以外の要素を点数化した、「技術評価点(最大30点)」及び「施工体制評価点(最大30点)」について次の式により評価値を決定する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} + \text{施工体制評価点}$$

各評価点の配点は、次のとおりとする。

- ・ 価格評価点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$
- ・ 技術評価点 = 6 (1)による得点の合計 (最大30点)
- ・ 施工体制評価点 = 6 (3)による得点の合計 (最大30点)

(3) 施工体制評価について

1) 施工体制評価点の配点基準

施工体制評価点(最大30点)は、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点の基準は下表による。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	

その他	0.0	
合 計		／30.0

なお、入札価格が調査基準価格未満※₁の場合は、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加で以下に記載の調査資料の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

① 入札価格が調査基準価格※₁未満かつ特別重点調査基準価格※₂以上の場合は、次に掲げる様式による資料を提出すること。

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・資材購入予定先一覧（様式6）
- ・機械リース元一覧（様式7）
- ・労務者の確保計画（様式8）
- ・施工体制台帳（様式17）

② 特別重点調査基準価格※₂未満の場合には、次に掲げる様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- ・上記①の資料
- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・工種別労務者配置計画（様式9）
- ・建設副産物の搬出地（様式10）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式11）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式12）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式14）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式15）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式16）

※1 「調査基準価格」とは、別紙2に定める金額である。

※2 「特別重点調査基準価格」とは、予定価格の算定金額における直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

2) 施工体制に関する審査

施工体制の審査は、施工体制等の確認ヒアリング調書（別添5参照）の他、入札価格に応じて6(3)1)①又は②（別添6参照）により審査を行う。

提出様式は開札後に交付するものとし、資料の提出期限は、特別な事情がない限り、開札結果通知後5営業日以内とする。

別添6に記載のある資料（添付書類含む）については、内容のわかる根拠書類も合わせて提出すること。

施工体制の調査資料未提出の場合には、施工体制評価点を0点かつ技術評価点を

10点減点（技術評価点が10点未満の場合は、技術評価点を0点）とする。

3) 施工体制確認のヒアリング

①調査基準価格以上の場合

施工体制等の確認ヒアリング調書の提出により確認するものとする。ただし、入札参加者全てが調査基準価格以上で、かつ、品質確保・施工体制確保が必ずしも十分に構築されないと認める事情がない場合には、ヒアリングを省略し、即時に落札者を決定することがある。

②調査基準価格未満の場合

6(3)1)①又は②の資料提出の他、ヒアリング及び審査を実施する。ヒアリングの出席者は、配置予定技術者を含めた3名までとし、資料の説明が可能な者とする。

(4) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の実績」、「配置予定技術者の実績」、「施工計画」、「特定項目」及び「施工体制確認等」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点）」、「評価せず（加点なし・履行判断は請負者による。）」、「不適切（実施不可）」に区分し、入札前に提案者に通知する。なお、令和3年度より評価を変更しており、過去評価した提案についても評価しない場合がある。

(6) 評価内容の担保

① 落札者の提示した「施工計画」（及び技術提案）及び「特定項目」のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに「施工計画」（及び技術提案）及び「特定項目」に関する提案のうち、当機構が評価をした内容とその履行確認方法、不履行の場合の措置等については、後日、当機構と落札者との間で入札説明書別紙4「施工計画（及び技術提案）及び「特定項目」の履行に係る覚書」を取り交わすものとする。

② 当機構が評価をした取組みの内容を保全工事共通仕様書（令和5年版）総則編1.4.2に定める「施工計画書」に明記し提出すること。

③ 「施工計画書」の不履行が工事目的物の契約不適合等に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、契約不適合等の補修を請求し、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

(7) 評価した提案が実施されない場合

入札時に「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施され

ないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大 20 点を減ずるものとする。

(8) 失格要件

「施工計画」及び「特定項目」に関する記述は必須項目であるため、未提出・白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。標準案によるとして提案を行わない場合は「提案なし」と記載すること。

(9) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

7 設計図面及び現場説明書の交付期間及び方法

設計図面及び現場説明書はCD-Rデータにより無償で交付する。ただし、発送に係る費用（地域により異なる。）は申請者が負担すること。

交付を希望する場合は、添付している【別紙1】「図面等（CD-R）申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受領日より3営業日後までに到着するよう、独立行政法人都市再生機構西日本支社複写・製本業務等受注者「(株)京阪工技社」から着払い便で発送する（年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）。3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

・FAX受付期間：令和7年12月19日（金）から令和8年1月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

・FAX番号：06-4799-1043（調達管理課）

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。

8 担当部署

(1) 公募条件及び積算について

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
技術監理部 企画第2課 電話06-4799-1138

(2) 入札手続について

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
総務部 調達管理課 電話06-4799-1035

(3) 技術開発等業務の積算基準について

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
住宅経営部 保全企画課 電話06-4799-1071

※ 問合せ及び受付は、年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

9 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記

(本工事の競争参加資格の申請)に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(3)の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)、(2)及び(4)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記の(一般競争参加資格の申請)のとおり一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)及び添付書類を提出して、建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請すること(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→工事の「随時受付」事項を参照)。

(一般競争参加資格の申請)

①申請期間(到着期限):令和7年12月19日(金)から令和7年12月26日(金)(競争参加資格申請の提出期限日の5営業日前)までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前9時15分から午後5時40分まで(午前11時45分～午後0時45分を除く。)

②申請先 : 〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル 12階 令7・8資格審査担当 (電話 096-288-1652)

③申請方法:原則として電子メール方式による。(詳細は、上記HP中「電子メール申請ガイド」に従うこと。)

上記①到着期限の1営業日前正午までに8(2)まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイドに従い同午後5時40分までに②の資格審査担当から格納サイトのアドレス及びパスワード(有効期限有)通知メールの受信を完了し、上記①到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各期限を過ぎた者にあつては、本競争に参加することができない。

(本工事の競争参加資格の申請)

①提出期間:「別表1」による。

②提出場所:【電子入札システムによる場合】 8(2)に同じ。

【紙入札による場合】 8(1)に同じ。

③提出方法:申請書及び資料は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、8(1)へ郵送すること。

電子入札でファイル容量の合計が3MBを超える場合も、全ての書類を8(1)へ郵送すること(電子入札システムでの提出との分割は認めない)。

以上による郵送の場合、【別記様式6】を参考に申請書を作成し、CD-Rを同時に提出すること。提出期間は①と同一(必着)とし、郵便書留等の配達記録が残るものに限る。

- (2) 申請書は、【別記様式 1】により作成すること。
(3) 資料は、次に従い、【別記様式 6】を参考に作成すること。

なお、下記①の同種工事の施工実績及び②の配置予定技術者の同種工事の経験については、平成22年度以降(平成22年4月1日から令和7年3月31日まで)に工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。

① 施工実績【別記様式 2-1】【別記様式 2-2】

4(6)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を【別記様式 2-1】に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件ずつとする。

また、令和5年4月1日以降に当機構((株)URコミュニティを含む。)が関西地区において発注した保全建築・建築工事で、申請書及び資料の提出日までに工事が完成し、引渡し、成績の通知が進んでいる工事の成績について【別記様式 2-2】に記載するとともに工事成績評定通知書の写しを添付すること。

② 配置予定技術者【別記様式 3】

4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の経験を【別記様式 3】に記載すること。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格を記載する場合は、技術者毎に【別記様式 3】を作成すること。作成にあたっては別添 3 を参照すること。

ただし、監理技術者として配置予定技術者を複数記載する場合、6(1)における評価については、最も評価値の合計が低くなる配置予定技術者の実績を評価する。

なお、本工事の契約締結時に【別記様式 3】を契約書に綴じ込むこと。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したこと、又は低入札価格調査による落札決定保留となったことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと(様式任意)。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書投函後開札までの期間において、他の工事を落札した(または低入札調査対象者(第1順位者)となった)ことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと(様式任意)。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

複数の工事において、開札日時の早い工事の順に技術者の追加配置を行うこと。

- ③ 「企業の実績」、「配置予定技術者の実績」を【別記様式 4-1】により提出すること。作成にあたっては別添 1・3 を参照すること。

「施工計画」及び「特定項目」に関する提案書を【別記様式 4-2】及び【別記様式 4-3】により提出すること。作成にあたっては別添 1・2-1・2-2 を参照すること。

また、「企業の実績」及び「配置予定技術者の実績」について、工事成績評定点、

I S O 認証、ワーク・ライフ・バランス関連認定制度及び表彰実績等を証明できる書類の写しを提出すること。

④ 契約書等の写し

- ⑤ ①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書（発注者の図面等に限る。）の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき**公的届出書類**を提出すること（いずれも写し）。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のときは、出資比率を証明できる資料を添付すること。

また、従事したことが証明できる書類及び監理技術者資格証明証の写し（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。

※ 設計図書は、①の同種の工事の内容（含：棟数、階数、戸数、建物構造）等が確認できる図面等とすること。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、CORINS登録内容の写しを提出することにより従事証明とすることが出来る。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の原本の写しを提出すること。

※ 民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

※ 民間工事に関するすべての提出書類によって、その工事の実績・内容、着工日から竣工日まで全ての期間に従事したことが明確に判断できない場合は、実績として認めないこととする。

- ⑥ 令和7・8年度建設工事競争参加資格の登録番号を別記様式1「競争参加資格確認申請書」に記載すること。

⑦ 建設業許可通知書の写し

「別表1」の地理的条件が確認できる、建設業許可通知書の写しを添付すること。

- (4) 当機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年2月10日(火)までに電子入札システム(紙により申請した場合は、書面)にて通知する。

- (6) 4(15)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書【別記様式5】を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険に加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会 保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険に加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(7) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先：8(1)に同じ。
- ⑥ **申請書及び資料等提出時の注意事項**

イ ファイル形式等

- ・ファイル形式は、Microsoft Word2019又はMicrosoft Excel2019以下で参照可能な形式、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。
- ・ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定すること。ただし自己解凍方式は指定しないものとする。
- ・契約書等の印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

ロ **電子入札でファイル容量の合計が3MBを超える場合又は紙入札の場合は、すべての書類及びCD-Rを8(1)へ郵送すること。**その際は、表封筒に「『07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記すること。

ハ **ファイル容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。**

- ・郵送する旨の表示
- ・郵送する書類目録
- ・郵送する書類のページ数
- ・発送年月日

10 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求めることができる（様式は自由）。

①提出期限：令和8年2月18日(水)午後5時

②提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を8(2)に持参するものとする。郵送又は電送によるものは、受け付けない。

(2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年2月26日(木)までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、書面）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）。

11 再苦情申立て

- (1) 10(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日（紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

①受付場所：8(2)に同じ

②受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

- (2) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (4) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
・ 8(2)に同じ。

12 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること（様式は自由）。

①提出期間：令和8年1月13日(火)から令和8年2月10日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

②提出方法：電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと（機構HP掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答 (<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>)」を遵守すること。）。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を上記8(1)へ持参することにより提出するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない

(質問がない場合、書面の提出は必要ありません。)

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにて閲覧に供する。ただし、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社において閲覧させるので、あらかじめ8(1)記載の連絡先へ申し出のうえ、指定された日時に行うこと。

・閲覧期間：令和8年2月18日(水)から令和8年3月11日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(電子入札システムによる質問及び紙による質問共通)

13 入札書の締切及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札期間：「別表1」による。
- (2) 開札の日時及び場所
- ・日時：「別表1」による。
 - ・場所：8(2)に同じ ※開札時間は、競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。

14 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 入札手続等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札により入札に参加する場合は、17の工事費内訳書及び入札案件ごとに封をした入札書(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札を参照)を表封筒にまとめ、書留郵便により8(2)へ郵送すること(13(1)期間内必着)。持参又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券

による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

17 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。提出期間は、13(1)と同一(必着)とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書(商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者(又は代理人)印を押印すること。)を作成すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
 - ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)
 - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
 - ハ 他の工事の内訳書である場合
 - ニ 白紙である場合
 - ホ 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
 - ヘ 内訳書が特定できない場合
 - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - イ 内訳の記載が全くない場合
 - ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出時の注意事項
 - ① 電子入札システムで提出する場合

電子入札により提出する場合のファイル形式等は、9(7)⑥イに同じ。
ファイル容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムで9(7)⑥ハの内容

を記載したものを「添付資料」に添付して送信の上、封筒に『07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事』に係る工事費内訳書在中」と明記して、CD-Rを8(2)へ郵送すること（郵便書留等の配達記録が残るものに限る）。

②紙入札の場合

入札書を入れた中封筒と工事費内訳書を表封筒に入れて郵送すること。

18 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要）。

19 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

20 落札者の決定方法

- (1) 6(4)による。
- (2) 評価値の最も高い者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、別紙2・3のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料等の提出を求める。
- (3) 6(4)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

21 支払条件

前金払40%以内、中間前金払20%以内又は出来高による部分払（回数は「別表1」参照）及び完成払（中間前金払については以下のURL参照）

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000dx-att/chukanmaekindounyu.pdf>

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第7項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第9項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無

23 建設業法第20条の2第2項に基づく通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまで（設計・施工一括発注方式の場合にあっては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあっては、協定を締結するまで）に、当機構に対して、別紙6「通知書」を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

- (1) 提出期間：契約書等の提出と合わせて提出すること。
- (2) 提出場所：8(2)に同じ
- (3) 提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

24 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書（電子入札用の入札心得書を含む。）、標準契約書案及び電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル06質問回答を熟読し、入札（見積）心得書、電子入札運用基準及び受注者操作マニュアル_06_質問回答 (<https://www.urnet.go.jp/order/e-bid.html>) を厳守すること。
- (2) 電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札執行を害するものとして、失格とすることがある。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、9(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、資料に記載された監理技術者は特別な事由がある場合を除き、変更できない。
- (5) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (6) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼働している。システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。
- (7) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札に公開している。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク 電話0570-021-777

電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>

- ・ I Cカードの不具合等発生時の問い合わせ先

I Cカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、8(2)へ連絡すること。

- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- (10) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。

- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。

- (12) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力を
していただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ま
すので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めてい
ること。
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は
課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等と
して再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の
名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を
公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名
及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分の
いずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及
び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

- (13) 落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に
関する特約条項」（別紙5）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (14) 本工事は居住中の賃貸住宅の敷地内で行うものであり、居住者（及び近隣住民等）に
対する配慮が求められるものである。所轄の住まいセンターと連携して対応することに
留意されたい。
- (15) 本工事の開札後に施工体制確認型に係るヒアリング調査または低入札価格調査を行
う場合も原則として当初設定工期末のままとする。ただし、契約締結前に協議を実施し、
工期末の変更が必要と認められる場合は、調査に要した期間を上限として加算した工期
末に変更して契約締結する。

以 上

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図 面 等 (CD-R) 申 込 書

申込日：令和 年 月 日

送付に係る費用を負担する事を了承の上、下記工事の図面等(CD-R)を申込みます。

工 事 件 名		07-高見フローラルタウン六番街 総合改修その他調査工事
申 込 者	貴 社 名	
	御 住 所 (送付先)	〒
	御連絡先	(TEL) (FAX)
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。

※着払い便にて発送する。

※CD-Rは、FAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送する。

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 100/110 を乗じて得た額をいう。）に 9.2/10 を乗じて得た額を超える場合にあつては 9.2/10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 7.5/10 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 7.5/10 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

※一部の工事については、上記の範囲内で適宜定めた額とする。

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、電子入札にあつては、入札者に対し本件入札を「保留」する旨及び落札者は後日決定する旨の通知を電子メール等で行い、電子入札以外にあつては、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、入札者（調査対象者）から以下の調査資料を求める。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（対象工事付近）
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（対象工事関連）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連（地理的条件）
- (6) 契約対象工事に関連する手持ち資材の状況
- (7) 契約対象工事に関連する資材購入予定先と入札者との関係
- (8) 契約対象工事に関連する手持ち機械の状況
- (9) 契約対象工事に関連する機械リース元と入札者との関係
- (10) 労働者の供給見通し（労務者の確保計画）
- (11) 労働者の供給見通し（工種別労務者の配置計画）
- (12) 確約書
- (13) 施工体制台帳
- (14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- (15) 経営内容（過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書）

※1 必要に応じて、上記以外の調査資料の提出を求めることがある。

※2 一般調査対象者は、上記調査資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の添付書類を併せて提出することができる。

※3 上記(15)以外の調査資料は、機構の指定様式を使用し提出すること。

- 4 調査対象者においては、機構が連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に調査資料等を提出すること。
- 5 調査資料等提出後、速やかに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認するため、低入札対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。事情聴取日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 6 低入札価格対象は、最低の価格をもって入札した（総合評価落札方式による場合は最高評価値の者である）低入札調査対象者のほか、低入札調査対象者に該当する複数者に並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- 7 低入札調査対象者が提出期限内に調査資料等を提出しなかった場合又は事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、入札（見積）心得書第7条第9項に違反するものとしてその者の入札は無効とするとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 8 低入札調査対象者が低入札価格調査において虚偽の調査資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合又は第9項に記載する監督の結果内容と低入札価格調査内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 9 低入札価格調査で提出された調査資料等は、契約締結後に監督員に引き継ぎ、監督員が施工体制台帳の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時と異なる場合は、その理由について確認を行う。
- 10 当該調査の結果は、公表することがある。

以 上

確 認 書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記 1 の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第 1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記 2 の「低入札価格調査による確認事項」（以下「確認事項」という。）のとおりに発注者と受注者で確認する。

第 2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第 3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

- 1 契約対象工事名 : 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 低入札価格調査による確認事項（別紙）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 〇〇 〇〇 印

受注者 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

2 ◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

施工計画（及び技術提案）及び特定項目の履行に係る覚書（案）

都市再生機構を発注者とし、 を受注者として、令和 年 月 日締結した「〇〇地区〇〇工事」（以下「工事」という。）の入札説明書に規定する総合評価方式の施工計画・技術提案及び特定項目の履行に関し、発注者及び受注者は、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

- 1 発注者が評価した施工計画・技術提案は別紙（様式1）のとおりとする。
- 2 発注者は、周辺の状況の変化等により、施工計画・技術提案及び特定項目の全部又は一部について、実施することが不適切と判断した場合は、受注者に文書による通知（様式2）の上、当該技術提案の実施を中止又は停止することができるものとする。その場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、中止又は停止に伴い、受注者に損害が発生した場合の費用は発注者の負担とする。
- 3 受注者は、工事の着工に先立ち、施工計画・技術提案及び特定項目に関して具体的な施工方法及び履行の確認方法並びに時期等を明示した施工計画書（チェックシート（様式3）含む）を発注者の監督員に提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微なものは、監督員と協議の上、その一部を省略することができるものとする。
- 4 受注者は、現場や周辺状況等受注者の責によらない理由により施工計画・技術提案及び特定項目を履行できない場合を除き、施工計画・技術提案について上記施工計画書に基づき確実に実施するものとし、発注者は、上記施工計画書に基づきその履行を確認するものとする。
- 5 受注者の責によらない理由により、施工計画書に基づき施工計画・技術提案及び特定項目の内容を実施できない状況となった場合又は施工計画書に記載された内容（数量又は実施範囲等）のとおり実施できない場合は、その理由等を発注者の監督員に書面（様式4）及び内容を修正した施工計画書を提出し、承諾を得るものとする。発注者は判断の結果を書面（様式5）により提出するものとする。
- 6 発注者は、受注者が上記5の手続きを行わずに施工計画書に基づく施工計画・技術提案及び特定項目の内容を実施しなかった場合は、1項目につき5点、また、未実施についての発注者による指摘後、受注者が施工計画書に基づき施工計画・技術提案及び特定項目の内容を実施した場合は、1項目につき1点、工事成績評定点を減ずることとし、項目数に関わらず最大20点を減ずることができるものとする。

- 7 発注者は、受注者が上記5の手続きを行わずに工事目的物本体の一部となっている技術提案（タイプC、タイプD）の内容を実施しなかった場合は、当該請負契約の債務不履行として、その内容に応じ工事の契約解除及び契約解除に伴う損害賠償請求を行うことができるものとする。
- 8 受注者が施工計画・技術提案及び特定項目を実施しないことが工事目的物の契約不適合等に該当する場合、甲は工事請負契約書に基づき、契約不適合等の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求できるものとし、工事成績評定においては、上記6とは別に減点できるものとする。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

住所

氏名

印

受注者

住所

氏名

印

以 上

(様式1)

「施工計画」(及び「技術提案」)及び「特定項目」において機構が評価した項目

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

受注者：株式会社〇〇

評価項目	評価した内容
品質確保に関する取組	・ ~~~を実施
	・ ~~~を実施
環境配慮に関する取組	・ ~~~を実施
	・ ~~~を実施
	・ ~~~を実施

※「特定項目」を提出した場合は、【別記様式 5-1】を添付すること。

以 上

(様式2)

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇殿

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 〇〇 〇〇

当機構が評価した「施工計画」（及び「技術提案」）及び特定項目の
中止（又は停止）について（通知）

施工計画・技術提案及び特定項目の履行に係る覚書2に基づき、以下の提案について履行を中止（又は停止）するよう通知します。

速やかに、以下の提案について履行の中止（又は停止）を行い、その状況について監督員の確認を受けてください。本通知にもかかわらず履行を中止（又は停止）しない場合は、工事成績評定における減点対象となります。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構の判断によるものであり、当該提案の中止（又は停止）に基づく請負代金の減額変更は行いません。

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質の確保に関する取組 ・ ～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当機構に提出されており、当機構としても履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境の配慮に関する取組 ・ ～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・ ～～～を実施	法令の変更により〇〇の使用ができなくなったため

以 上

(様式3)

総括監督員 (氏名) _____ 印

監督員 (氏名) _____ 印

検査員 (氏名) _____ 印

施工計画に係る実施状況の確認書 (チェックリスト)

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

受注者：株式会社〇〇

評価項目	評価した内容	実施確認 予定時期	機構記入欄				
			監督員		総括監督員 確認	成績評定 減点	実施状況の考察 一部実施されるが、施工計画書に基づく全 数実施されず
			実施確認	未実施の 指摘			
品質確保に関する取組	・ ~~~~を実施	年/月頃	未実施 印	年/月/日 印	未実施 印	▲5	施工計画書とは別の・・・による方法によ り実施されていた。
	・ ~~~~を実施	年/月頃	未実施 印	年/月/日 印	未実施 印	▲5	未実施の指摘に基づき、~~~~が実施され た。
環境配慮に関する取組	・ ~~~~を実施	年/月頃	年/月/日 印	年/月/日 印	年/月/日 印	▲1	
	・ ~~~~を実施	年/月頃	年/月/日 印	なし	年/月/日 印	0	
	・ ~~~~を実施	年/月頃	実施不可 文書提出	—	—	0	
						合計▲11	▲11

※1 未実施の指摘については、別途文書により受注者に指示するものとする。

※2 未実施 (一部実施の場合も含む) の場合は5点減点、指摘後実施の場合は1点減点とし、最大20点減点

以 上

(様式4)

令和〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 ○○ ○○殿

株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○

機構により評価された「施工計画」（及び「技術提案」）及び「特定項目」の
中止（又は停止）について（依頼）

施工計画・技術提案及び特定項目の履行に係る覚書5に基づき、以下の提案について履行の中止（又は停止、若しくは内容変更）を依頼します。

工事件名：○○団地外壁修繕工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質確保に関する取組 ・ ～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境配慮に関する取組 ・ ～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・ ～～～を実施	～～～により、施工計画書の数量とおおり、～～～を実施できないため 変更後の施工計画書は別添のとおり

(添付書類)

施工計画書 一式

以 上

(様式5)

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇殿

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 〇〇 〇〇

「施工計画」(及び「技術提案」)の中止(又は停止)依頼について(回答)

令和〇年〇月〇日付で依頼いただきました「機構により評価された「施工計画」(及び「技術提案」)及び特定項目の中止(又は停止)について(依頼)」について以下のとおり回答いたします。

なお、当該提案の中止(又は停止)については、当機構としても適当であると判断できることから、当該提案の中止(又は停止)に基づく減額変更は行いませんが、提案履行の中止(又は停止)依頼を承諾しない項目について、貴社の判断で中止(又は停止)した場合は、工事成績評定における減点対象となります。

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

評価項目	中止(又は停止)の理由	回答	回答の理由
品質確保に関する取組 ・ ~~~を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため	承諾	中止(又は停止)の理由を適当と判断できるため
環境配慮に関する取組 ・ ~~~を実施	(社会情勢等により)当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため	承諾せず	中止(又は停止)の理由を〇〇により適当とは判断できないため
・ ~~~を実施	~~~により、施工計画書の数量とおり、~~~を実施できないため	承諾	施工計画書の内容変更を〇〇により適当と判断できるため

以上

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 ○○ ○○ 殿

所在地
名称
代表者名 (押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名： _____

- 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- 特定の建設工種の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以 上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。

別表1

掲示日	令和7年12月19日(金)
工事名	07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事
工事場所	大阪市此花区高見一丁目6番
工事内容	<p>【高見フローラルタウン六番街】 3棟 6・14階建 349戸 (その他附属施設含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁修繕工事一式(左官・外壁塗装・防水) ・屋根防水工事一式 ・共用部改修一式(ENT改修、照明等) ・調査業務一式(金属勾配屋根防水) ・外構工事一式(電気工事含む)
工事期間	当初設定工期 令和8年5月12日 から 令和9年8月23日 まで
地理的条件	大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県内において建設業法上に届出している本店、支店又は営業所があること。
競争参加資格に求める同種工事要件	別表2参照
部分払回数	2
設計業務等の受託者	<p>建築:株式会社ジャス 電気:株式会社日本設備総合研究所 造園:環境設計株式会社 土木:株式会社アクタス</p>
競争参加資格申請期間 (電子・紙入札共)	令和7年12月22日(月) から 令和8年1月9日(金) まで 午前10時～午後5時
電子入札入札期間	令和8年3月10日(火) から 令和8年3月11日(水)正午まで
紙入札入札期間	令和8年2月12日(木) から 令和8年3月11日(水)正午まで
開札日時※	令和8年3月12日(木) 午前11時(予定)

※ 開札時間は、競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。

競争参加資格に求める同種工事要件

○企業実績：以下のいずれかの実績を有する社とする。

- ・下表1の企業の実績要件に記載の ①保全建築 + ②建築 の実績
- ・下表1の企業の実績要件に記載の ①保全建築 + ③造園又は土木 の実績

○配置予定技術者の実績

- ・下表2の配置予定技術者の実績要件に記載の実績・経験

表1

企業の実績要件						
番号	工事種別・区分		元請実績	実績年数 ※1	工事実績の内容	工事実績金額 (税込)
①	保全建築	外壁修繕	●	15年以内	地上3階建以上、RC造又はSRC造かつ居住中の世帯向け共同住宅※2における、工事対象戸数50戸以上の外壁修繕工事※3	2億円以上
②	建築	建築(新規)	●	15年以内	地上3階建以上、RC造又はSRC造かつ世帯向け共同住宅※2の新築工事	2億円以上
③	造園 又は 土木	造園工事 又は 土木工事	●	15年以内	以下の要件を1件の工事で全て満たす工事とする。 ・RC造又はSRC造かつ居住中の世帯向け共同住宅※2の敷地内における工事 ・工事工種体系ツリー※4における工事区分「基盤整備」、「植栽」、「施設整備」のうち2工事区分以上を含む事業区分「造園工事」又は工事区分「整地」及び「道路」を含む事業区分「土木工事」	2千万円以上

表2

配置予定技術者の実績要件				
役職	元請実績	実績年数 ※1	工事実績の内容※5	工事実績金額 (税込)
主任(監理)技術者 現場代理人 現場員	●	15年以内	次のいずれかの施工実績を有すること。 ・地上3階建以上、RC造又はSRC造かつ居住中の世帯向け共同住宅※2における、工事対象戸数50戸以上の外壁修繕工事※3 ・耐震改修促進法第14条第1項に該当する建築物における耐震改修工事 ・地上3階建以上、RC造又はSRC造かつ世帯向け共同住宅※2の新築工事	5千万円以上

※1 平成22年度以降(平成22年4月1日から令和7年3月31日まで)に完成し、引渡しが済んでいるものに限る。

※2 単身寮、ワンルームマンション(1戸当たり専有面積が30㎡以下のもの。賃貸含む)、リゾートマンション及びこれらに類するものを除く。

※3 外壁修繕工事とは、建設業法に定める、とび工事、左官工事、防水工事及び塗装工事を全て含む工事とする。

外壁修繕工事に含まない例：

- ・対象が工作物(屋根のないゴミ置き場、屋外機械式駐車場、塀、土木工作物 等)である工事
- ・内装工事費 ・窓建具改修工事費 ・設備工事費 ・土木工事費 ・造園工事費
- ・その他、修繕以外の建築工事費(新設、取替、改修等)

※4 工事工種体系ツリーは、当機構ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html)を参照のこと。

※5 配置予定技術者の工事実績は、当該工事の全ての期間に携わったもののみ認める。

建設業許可番号

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿

業者登録番号※

代表者住所

商号又は名称

代表氏名

担当者氏名

令和7年12月19日 付けて掲示のありました

07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事

に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

申請者確認欄

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 競争参加資格確認申請書【別記様式1】 | <input type="checkbox"/> |
| 2 申請内容表【別記様式2-1】 | <input type="checkbox"/> |
| 3 申請内容表【別記様式2-2】 | <input type="checkbox"/> |
| 4 申請内容表【別記様式3】（配置予定技術者数分） | <input type="checkbox"/> |
| 5 企業及び配置予定技術者の実績を記載した書面【別記様式4-1】 | <input type="checkbox"/> |
| 6 施工計画に関する提案等を記載した書面【別記様式4-2】 | <input type="checkbox"/> |
| 7 特定項目に関する提案等を記載した書面【別記様式4-3】 | <input type="checkbox"/> |
| 8 建設業許可通知書（営業所一覧を含む） | <input type="checkbox"/> |
| 9 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書 | <input type="checkbox"/> |
| 10 配置予定技術者の資格者証等及び雇用関係書類の写し等 | <input type="checkbox"/> |
| 11 申請内容表の施工実績を証明する書類 | <input type="checkbox"/> |
| 12 入札説明書9(6)に定める社会保険等加入を証明する書面。適用除外の場合は【別記様式5】 | <input type="checkbox"/> |
| 13 返信用封筒「簡易書留料金（460円切手）」
提案項目の評価に係る通知用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（460円）の切手を貼った長3封筒を申請書と併せて提出すること。 | <input type="checkbox"/> |
| 14（紙入札の場合のみ）返信用封筒「簡易書留料金（460円切手）」 ※上記13とは別競争参加資格の確認結果の通知用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（460円）の切手を貼った長3封筒を申請書と併せて提出すること。 | <input type="checkbox"/> |

(注意事項)

- （紙入札の場合のみ）別記様式1のみ2部提出してください。※その他書類は1部
- 提出にあたっては別記様式6を参照ください。

※入札説明書4(3)の「令和7・8年度建設工事競争参加資格認定の業者登録番号」を記載すること。

機構受付印

企業の施工実績等

令和 年 月 日

申請者記入欄		
工事件名 07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事		
都市機構の業者登録番号	会社名(フリガナ)	
営業拠点の内容	1. 本店 2. 支店 3. 営業所 該当番号に○をつけること	
	郵便番号	住所:
	-	【電話番号： - - 】

(1)最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを添付すること。

(2)施工実績の内容

		①保全建築工事	②建築 又は ③造園・土木 工事
工事等名称	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	対象工事費	千円	千円
	工期	平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月
建物概要	建物用途	<input type="checkbox"/> 居住中の世帯向け共同住宅	<input type="checkbox"/> (建築)世帯向け共同住宅 <input type="checkbox"/> (造園・土木)居住中の世帯向け共同住宅
	構造形式	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造
	建物階数	階建	階建
	工事対象戸数	戸	戸
	工事内容		

1 施工実績は入札説明書4(6)に示す同種工事(別表2)について記載すること。

- ・対象工事費：入札説明書4(6)に記載する同種工事(別表2)以外の工種が含まれている場合、その金額を含まない。

- ・工期：平成22年4月1日から令和7年3月31日までに完成し、引渡しが済んでいるものに限る。

- ・入札説明書9(3)①に掲げる記載内容の確認ができる書類の写しを添付すること。

2 建物用途、及び構造形式は にチェックを入れること。

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事成績

令和5年4月1日以降に都市再生機構が関西地区（(株)URコミュニティ含む。）にて発注した工事（種別「保全建築」）で競争参加資格確認申請書の提出日までに工事が完成し、工事成績評定通知書を受領している工事の成績については以下のとおりです。

番号	工事件名	工期 (始)	工期 (終)	成績 評定点	低入札 の有無

- ※1 該当工事が無い場合は「なし」と記入。
- ※2 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格・工事経験

1. 工事件名 07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事

会社名: ○○○○株式会社

建設業許可番号: _____

2. 配置予定技術者 : 配置予定技術者毎に提出すること。

配置予定技術者の氏名	(フリガナ) 氏名:		備 考
法令による免許	一級建築士		1級建築施工管理技士
	登録年月日: 昭和・平成・令和 年 月 日	登録年月日: 昭和・平成・令和 年 月 日	免許証のコピー添付
	登録番号:	登録番号:	
	監理技術者資格証		監理技術者講習修了証
現在の従事状況	交付年月日: 令和 年 月 日	有効期限: 令和 年 月 日	各資格者証のコピー添付 (表・裏) ※1
	交付番号:	修了番号:	
上記で(1)工事中 を選択した場合は 従事中の工事情報を 記載	(1) 工事中 (但し、当該工事に従事できるものとする。)		提出時点での従事状況の項目の有に○印を付けること。また工事中の場合、内容を記載のこと
	(2) 内勤		
	(3) 待機中		
	工事名:		
発注機関名:			
施工場所:			
工期: 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
雇用関係	申請書提出日の3か月以前からの恒常的な雇用関係を証明できる、以下のいずれかの書類の写しを提出すること。【該当するものにチェック】 <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在籍証明書 (社印又は代表印を押印)		別添3を参照の上、必要なマスキングを行うこと
営業所の専任技術者との重複の有無	無・有: 令和 年 月 日頃迄に従事可能	建設業法第7条第2号、第15条第2号に定める営業所の専任と主任(監理)技術者が重複する場合は、当該項目の「有」に○印をし、主任(監理)技術者の専任が確保できる日を記載すること。(専任技術者証明書コピー添付)	

※1 監理技術者資格等を更新中の場合は、資格者証交付申請書(写し)等を添付すること。また、監理技術者資格者証等(更新版)等を受領した場合は契約に支障のない時期に提出すること。

3. 施工実績(経験実績)

		施工実績 ※3・4				備考
工事概要等	工事名					・H22.4.1~R7.3.31に契約工期が終了した、「別表2」に示す同種工事の経験を有する実績とする。(現場代理人、現場員等の実績も可。) ・申請者自らが「従事していた」ことを証明するとして証明書(念書等)は認めない。 ・対象工事費: 入札説明書4(6)に記載する同種工事(別表2)以外の工種が含まれている場合、その金額を含まない。
	発注機関名					
	施工場所					
	契約金額	千円	対象工事費	千円		
工事内容	工期	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日				
	建物用途					
	構造形式	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 【該当するものにチェック】	対象建物の延床面積※5	m ²	【耐震改修工事の施工実績の場合は記入すること】	
	階数・戸数	階	戸			

※3 施工実績(経験実績)に記載する同種等工事の件数は1件でよい。

※4 ①請負契約書の写し、②工事内訳書(抜粋)、③工事仕様書(抜粋)、④図面(抜粋)、⑤第三者による従事証明書(工事名・従事期間・従事役職・第三者の印等が確認できる書類)を提出すること。添付したコリンズにて内容を確認できる場合は、上記①④省略可。コリンズに当該工事の建設実績技術者として登録している場合は、⑤も省略可。(②内訳書は省略不可)

※5 耐震改修促進法第14条第1項に該当する建築物が複数棟ある場合は、最も大きい1棟分の延床面積の記載でよい。(複数棟の延床面積を合算しないこと。)

総合評価「企業の実績」及び「配置予定技術者の実績」に係る資料

工 事 件 名	07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事
申 請 者	〇〇〇〇株式会社

※施工実績の記入欄が不足する場合は複数枚にて提出可

※配置予定技術者ごとに作成すること

企業の実績 (※7)	①	工事名		工期	工事成績	低入札 ○印
		機構(※1)の競争参加資格「建築」及び「保全建築」における過去3ヶ年度(※2)の工事成績評定点	〇〇〇工事		～	
②	過去5ヶ年度(※2)の機構及び公共共同住宅の居住中工事(※3)の優秀工事施工業者表彰の有無又は機構のその他の表彰(※4)	1 有り	工事名：	～		該当番号に○を付けること
			工期：			
		内 容： 1 優秀工事施工業者表彰 2 機構のその他の表彰				
	2 無し					
③	ISOの取得状況	1	ISO9001又はISO14001の認証を取得済(※5)			
		2	認証を未取得			
④	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度	1	女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定等又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済(※5)			
		2	認証を未取得			
配置予定技術者の実績 (※7)	⑤	工事名(※6)		工期	工事成績	低入札 ○印
		機構の競争参加資格「建築」及び「保全建築」における過去3ヶ年度の工事成績評定点	〇〇〇工事(機構 太郎)	～		
⑥	過去5ヶ年度の機構及び公共共同住宅の居住中工事の優秀工事施工業者表彰の有無又は機構のその他の表彰	1 有り	工事名：	～		を該付当 け番 る号 にと○
			工期：			
		内 容： 1 優秀工事施工業者表彰 2 機構のその他の表彰				
	2 無し					

※1 住まいセンターにおいて(株)URコミュニティが発注手続きを行った工事を含む。

※2 過去3(5)[15]ヶ年度とは、当該工事公示日の過去3(5)[15]ヶ年度に契約工期が終了(工期末)した工事とする。(令和7年度が揭示日であれば、工期末が令和4(令和2)[平成22]年4月1日～令和7年3月31日が対象)(揭示日までに通知されたもの)

※3 公営、公社等のRC造及びSRC造の居住中の共同住宅(单身寮、ワンルームマンション(平均専有面積35㎡以下のもの。賃貸含む)、リゾートマンション及びこれらに類するものを除く)をいう。

※4 機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去2年間(令和5年4月1日から揭示日まで)を対象とし、支社等及び部門を問わない。ただし、安全管理強化月間における表彰は不可。

※5 認証等を取得済の者は証明する資料を添付すること。(別添1参照)
(女性活躍推進法及び次世代法については認定証または行動計画届出書(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること)

※6 該当する工事件名の後に従事した技術者名を記載すること。

※7 ①⑤は、工事成績が分かる資料を添付すること。工事成績は機構でも確認し、記入漏れがあった場合、機構にて平均点の算出に反映する。

②⑥は、優良工事表彰証の写し等、確認できる資料を添付すること。

⑤⑥は、配置予定技術者が主任(監理)技術者、現場代理人又は現場員として当該工事の全ての期間に携わったもののみ認める。当該工事に携わっていたことが確認できる資料(コリンズ登録)を添付すること。

総合評価「施工計画」に係る資料

工 事 件 名	07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事
申 請 者	〇〇〇〇株式会社
以下のいずれかの□にチェック	
<input type="checkbox"/> (提案なし)本工事は、現場説明書、設計図書、保全工事共通仕様書等に基づき施工します。	
<input type="checkbox"/> (提案あり)本提案に基づき施工します。	

別添2-1、2-2を参照の上、提案作成を行うこと。

品質確保に関する取組	1	提 案 内 容	標準を超える具体的・効果的・合理的な取組について記述（100字程度）	1点
		履 行 確 認 方 法		
	2	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
	3	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
	4	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
環境配慮に関する取組	1	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
	2	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
	3	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
	4	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
居住者配慮（CS向上）に関する取組	1	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
	2	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
	3	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		
	4	提 案 内 容		1点
		履 行 確 認 方 法		

総合評価「特定項目」に係る資料

工 事 件 名	07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事
申 請 者	〇〇〇〇株式会社
以下のいずれかの□にチェック <input type="checkbox"/> (提案なし) 本工事は、現場説明書、設計図書、保全工事共通仕様書等に基づき施工します。 <input type="checkbox"/> (提案あり) 本提案に基づき施工します。	

別添2-2を参照の上、提案作成を行うこと。

既存屋根材等の劣化状況の調査、性能調査に関する取組 (2.5点)
標準を超える具体的・効果的・合理的な取組 (1項目まで) 提案内容を記述 (200字程度)

劣化状況調査結果に基づく既存勾配屋根の点検方法・劣化判定基準の検討に関する取組 (2.5点)
標準を超える具体的・効果的・合理的な取組 (1項目まで) 提案内容を記述 (200字程度)

既存屋根材撤去に係る合理的な仮設・施工手順の検討に関する取組 (2.5点)
標準を超える具体的・効果的・合理的な取組 (1項目まで) 提案内容を記述 (200字程度)

既存勾配屋根の改修前後の性能比較に関する取組 (2.5点)
標準を超える具体的・効果的・合理的な取組 (1項目まで) 提案内容を記述 (200字程度)

〈その他留意事項〉

- ・ 本調査工事において実施する具体的な内容を記載すること。
- ・ 文字数は上記記載のとおりとし、出来るだけ簡潔に記載すること。
- ・ 原則、本様式の枠内で提案内容をまとめること。ただし、補足が必要な場合は、必要最小限の資料(A4版)を添付すること。
- ・ 提案が無い場合は「提案無し」と記載すること。(本様式を未提出の場合は、競争参加資格がないものとする。)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿

住 所
商 号
代表者

適用除外誓約書

下記の理由により、〇〇〇〇工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

（健康保険・厚生年金保険）

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

役員だけの法人であるため。

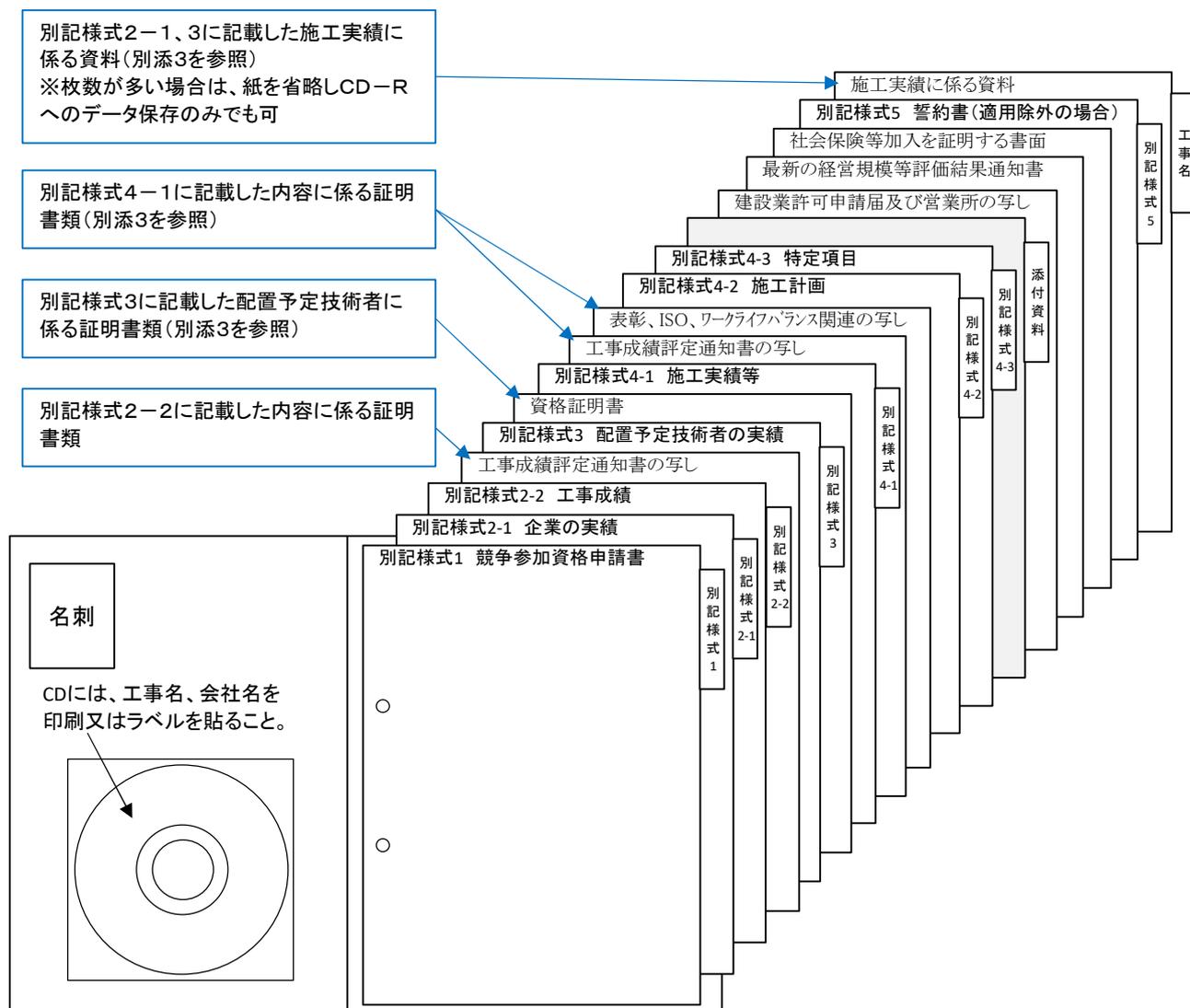
使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

申請書類作成の手引き



- (1) 別記様式1は、電子入札の場合は申請書の写しを、紙入札の場合は申請書の原本を添付して下さい。
- (2) 別記様式1～4の順に綴じ、各様式の最初ページにインデックスを付けてください。
- (3) 施工実績に係る資料については、工事1件毎に関連書類一式(コリンズ、契約書、設計図書、工事成績評定通知書、内訳書、対象工事費算出根拠等)をまとめ、インデックスを付け、巻末に一括添付して下さい。なお、枚数が多い場合は、紙提出を省略しCD-Rへのデータ保存のみでも可とします。
- (4) A4版ファイル(左側2穴)に綴じ、表紙及び背表紙に工事名及び会社名を記入し、ファイルの裏表紙に名刺を添付してください。
- (5) 提出書類は、原則A4版とします。判別が困難なようであれば、A3版(A4サイズにZ折綴込み)としてください。なお、A3版でも必要事項が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付してください。(工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーしてください。)
- (6) 提出書類は、添付資料も含めた一式をCD-Rに保存し、A4版ファイルと一緒に提出してください。別記様式は、Excel形式データのまま保存してください。CD-Rには、本工事名及び会社名を印刷又はラベル貼りしてください。
- (7) 提案項目の評価に係る通知のため、簡易書留料金(460円)の切手を貼った長3封筒を申請書と併せて提出してください。封筒表に宛先(申請者の住所・会社名・担当者名)を記載してください。なお、紙入札の場合は、競争参加資格の確認結果通知用に追加でもう1枚(計2枚)提出してください。

評価項目、評価基準及び得点配分等について
07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事

評価項目		評価基準	配点		
企業の実績 (※4)	機構(※1)の競争参加資格「 建築 」及び「 保全建築 」における過去3ヶ年度(※2)の工事成績評定点の平均点(※8)	70 _{※6} (75 _{※7})点以上	2点		
		65 _{※6} (70 _{※7})点以上70 _{※6} (75 _{※7})点未満	1点		
		65 _{※6} (70 _{※7})点未満・実績なし	0点		
	過去5ヶ年度(※2)の機構及び公共共同住宅(※3)の居住中工事(※4)の優秀工事施工業者表彰の有無又は機構のその他の表彰(※5)	表彰の実績あり	1点		
		表彰の実績なし	0点		
	ISO認証取得状況	ISO9001又はISO14001の認証を取得済み	1点		
		認証を未取得	0点		
	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)等(※9)、次世代法に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)等(※10)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(※11)を取得済み	1点		
認定を未取得		0点			
配置予定技術者の実績 (※4)	機構(※1)の競争参加資格「 建築 」及び「 保全建築 」における過去3ヶ年度(※2)の工事成績評定点の平均点(※8)	70 _{※6} (75 _{※7})点以上	2点		
		65 _{※6} (70 _{※7})点以上70 _{※6} (75 _{※7})点未満	1点		
		65 _{※6} (70 _{※7})点未満・実績なし	0点		
	過去5ヶ年度(※2)の機構及び公共共同住宅(※3)の居住中工事(※4)の優秀工事施工業者表彰の有無又は機構のその他の表彰(※5)	表彰の実績あり	1点		
		表彰の実績なし	0点		
施工計画	品質確保の取組	1点	4項目	12点	
	安全・環境配慮の取組	標準を超える具体的・合理的・効果的な取組	1点		4項目
	居住者配慮の取組	1点	4項目		
特定項目	既存屋根材等の劣化状況の調査、性能調査に関する取組	標準を超える具体的・合理的・効果的な取組	2.5点	1項目	10点
	劣化状況調査結果に基づく既存勾配屋根の点検方法・劣化判定基準の検討に関する取組		2.5点	1項目	
	既存屋根材撤去に係る合理的な仮設・施工手順の検討に関する取組		2.5点	1項目	
	改修前後の性能比較に関する取組		2.5点	1項目	
満点			30点		

※1～※5については【別記様式4-1】を参照すること。

※6 工期末が令和6年9月30日以前の工事

※7 工期末が令和6年10月1日以降の工事

※8 工事成績評定点の算出については、※6 ※7ごとに平均点を算出し、各工事件数にて按分する。なお、評価点の算出は小数点第1位までとし、小数点第2位は四捨五入する。

(参考)工事成績評定に係る見直し等について

<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001gxp-att/ip8i2r00000009ri.pdf>

※9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第15条に基づき基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に関する基準を満たすものに限る。)、同法第12条又は同法第8条に基づき一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)をいう。

※10 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づき基準に適合するものと認定された企業、同法第12条第5項に基づき一般事業主行動計画(令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったものであって計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)をいう。

※11 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づき基準に適合するものと認定された企業をいう。

「施工計画」に係る提案作成について

07-高見フローラルタウン六番街総合改修その他調査工事

下記の取組に関して主に求める提案の中から12つの提案（標準案（設計図書等（現場説明書、設計図、保全工事共通仕様書等）に示す内容）を超える提案）を求める。なお、加点の合計は各項目につき、4点を限度とし、どの取組を選択しても可とする。（取組の重複も可）また、電気設備工事のみに係る提案は評価しない。

【品質確保に関する取組で主に求める提案】 各1点	
① 品質確認方法、施工精度確保の取組	4項目 × 1点
② 技術者配置・自主検査の取組	
③ その他	
【環境配慮に関する取組で主に求める提案】 各1点	
① 工事現場における安全管理に関する取組	4項目 × 1点
② 作業員の健康管理に関する取組	
③ 騒音・振動・粉じん・臭気対策に関する取組	
④ 地球環境配慮（CO2削減、リサイクル等）に関する取組	
⑤ その他	
【居住者配慮（CS向上）に関する取組で主に求める提案】 各1点	
① 居住者への情報提供、クレーム対応等の取組	4項目 × 1点
② 防犯対策の取組	
③ 現場周辺美化等、イメージアップに関する取組	
④ 居住者負担軽減の取組	
⑤ その他	

上記取組の提案を行う際の注意点

- ① 下記（1）の評価基準に注意して提案を行うこと。
- ② 下記（2）は一般的又は標準的であるとして評価しない。
- ③ 現場説明書に記載されている事項については評価しない。

（1）提案に関する評価基準

提案内容	
1	防犯対策等の提案に関する評価基準については、仮設足場への侵入警報システムや、居住者のバルコニー等へ部外者が侵入しないような複合的な防犯対策を効果的に設置する具体的な提案
2	現場および現場周辺美化運動に関する提案の評価基準については、毎週1回30分以上、工事範囲周辺を作業員全員で一斉清掃を行うもの以上とする。

（2）「一般的又は標準的な提案」として評価しない提案項目

評価しない項目	
1	現場事務所や監督員事務所周りの工事フェンス（B型バリケード等）に、絵やシートによる化粧や造花を配したものの及びそれに類する提案
2	熱中症対策のうち、現場事務所や作業員休憩所への冷房機器と冷蔵庫の設置や、氷・保冷剤・水分・塩分を補給できる物品の備付けに関する提案
3	AEDの設置、講習受講者の配置に関する提案
4	意見箱等を設置し、その情報を基に打合せを行い朝礼で全作業員に指示徹底を行う提案
5	塗膜防水底のトップコートにおいて、1回目と2回目の色を変える提案
6	開閉力が既定の50N（5kg）以下である確認方法として全数ばね秤を用いて行う。規定以上のものは再取付を行う提案（アルミ改修工事）
7	工事使用電源について、商用電機（関電柱からの引込）を利用し、発動発電機は使用しない提案
8	フリーダイヤル番号を設置する提案
9	保共仕3.2.3.2.（2）モルタル厚さや浮き状況の傾向を確認するコア抜きにおいて、各棟1面につき3層每かつ3スパン毎に1箇所以上とする。
10	保共仕8.6.1.（2）既存塗膜の付着試験において、外壁は各棟1面につき3層每かつ3スパン毎に1箇所以上とする。

◆総合評価に係る提案作成の注意点について

「評価」	<p>以下のすべてを満たす場合に「評価」する。 なお、「評価」した項目は<u>工事内容に応じた規模・範囲・期間において実施すること。</u></p> <p>① 標準案を超えている内容であること ・「標準案」とは、設計図書等（現場説明書、設計図、保全工事共通仕様書等）に示す内容。</p> <p>② 関連性の薄い複数の要素を含まないこと ・提案された各項目が、複数の【求める提案】内容をまたいでいる場合は評価しない。 ・1つの提案のなかに「不適切」と判断されるものと、「評価」できるものがあった場合は、「不適切」とする。</p> <p>③ 実施内容が明確・具体的であること（数量・箇所・時期・回数・日数・頻度・仕様・資格・目標値・基準値等） ・仕様、性能、目標値、基準値等を記載する場合は、標準的なものと比較した場合の優位性が容易に判定できる表記とし、原則として公的な規格及び基準等を基に記載すること。</p> <p>④ 実施内容による効果が明確であること ・立地条件、敷地条件、規模、用途、建物形状等を踏まえた提案とすること。</p> <p>⑤ 監督員・検査員による履行確認が可能であること ・履行確認は、写真、書類又は目視確認等で行えるものとする。</p> <p>⑥ 提案内容に懸案事項が含まれている場合は対策が講じられていること ・効果の認められる提案であっても、懸案事項が発生する場合で、その対策の記載のないものは評価しない。</p> <p>⑦ 提案内容を実施することが確実であること（実施にあたり協議を伴うもの、特定の条件下においてのみ実施するもの等は評価しない。） ・提案内容を実施する為に機構・第三者と協議を要する等、実施することが不確実である提案は評価しない。 ・「〇〇の場合は〇〇する」など、実施されるケースが限定される提案は評価しない。</p>
「評価せず」 または 「不適切」	<p>以下のいずれかに該当する場合は、「評価せず」または「不適切」と判定する場合がある。</p> <p>① 一般に普及していると判断される提案 ② 実施しても効果が低いと想定される提案 ③ 設計図書等のとおり適切に施工されれば十分である提案 ④ 設計図書の変更を伴う提案 ⑤ 工期変更に係る提案</p>

- 1) 提案がない場合は【別記様式4-2, 4-3】において「提案なし」として提出すること。未提出の場合は競争参加資格がないものとする。
- 2) 対象工事の内容、対象住棟に基づき評価を行うため、評価結果は他の工事と一致しない場合がある。
- 3) 契約後の履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

別記様式の記入方法及び添付資料について

詳細は、揭示文兼入札説明書を確認すること。
別記様式4-1:①～④は企業の実績、⑤・⑥は配置予定技術者の実績

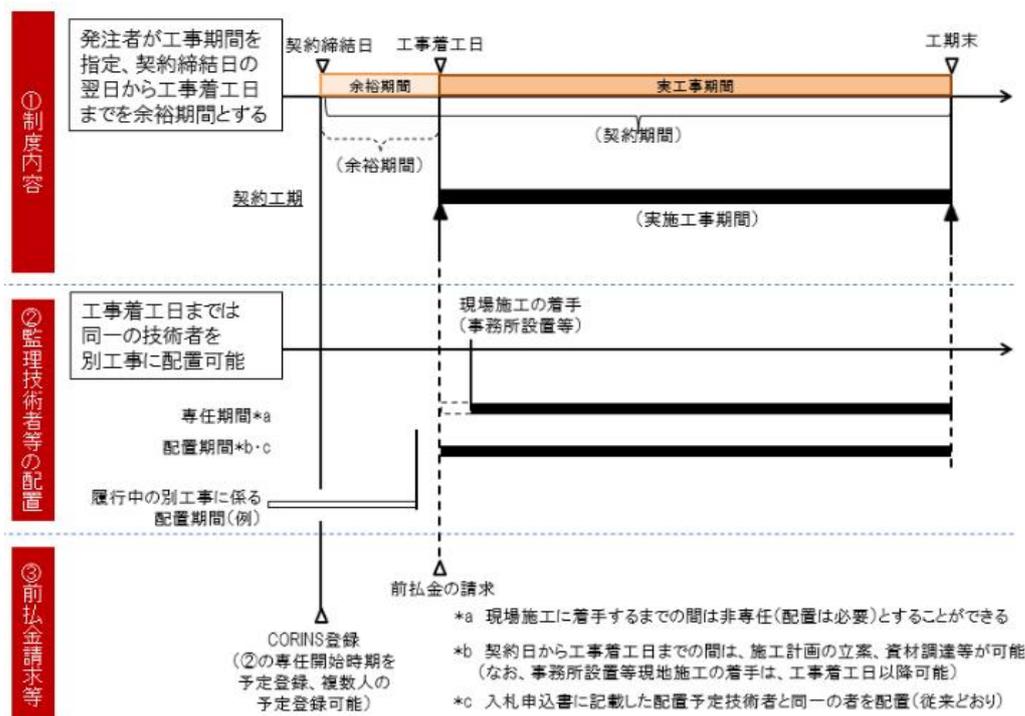
別記様式	評価項目	評価対象		添付資料	注意事項
2-1	②施工実績の内容			(1)請負契約書(抜粋) (2)工事内訳書(抜粋) (3)工事仕様書(抜粋) (4)図面(抜粋)	<p>・共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率を証明できる書類(共同企業体協定書の写し、コリンズ等)を添付してください。</p> <p>・(4)図面が無い場合、(1)～(3)又は添付したコリンズにて「同種工事」に該当することを客観的に確認できれば、可とします。</p> <p>・新築工事及び造園・土木工事の施工実績については、添付したコリンズにより内容を確認できる場合は、(1)～(4)を省略しても構いません。</p> <p>・外壁修繕工事及び耐震改修工事の施工実績については、発注者を問わず、(2)工事内訳書(抜粋)は省略できません(UR及び住まいセンターにおいて㈱URコミュニティが発注した工事であっても必要)。また、あわせて対象工事費算出根拠を添付してください。</p>
3	3. 経験実績	H22.4.1～R7.3.31に契約工期が終了(工期末)し、引渡しが完了した工事	「別表2」に示す同種工事要件を満たしていること	(1)請負契約書(抜粋) (2)工事内訳書(抜粋) (3)工事仕様書(抜粋) (4)図面(抜粋) (5)配置予定技術者が当該工事に携わっていたことが確認できる、次のいずれかの書類 ・コリンズ登録 ・第三者による従事証明書 (工事名・従事期間・従事役職・第三者の印等が確認できる書類)	
	2. 配置予定技術者	提出時点		<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士等の免許証 ※1 ・監理技術者資格証(表・裏) ※2 ・雇用関係が確認できる書類 ※3 ・(該当する場合)専任技術者証明書 	
	③ISO ④ワーク・ライフ・バランス関連	提出時点		<p>認証等を取得済みであることを証明する書類(別添1参照)</p>	<p>・女性活躍推進法及び次世代法に基づく認定等については、認定証または行動計画届出書(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付してください。電子申請により受領印がない場合は、電子申請ページのスクリーンショット等で申請が受理されたと証明できる資料をあわせて添付してください。</p>
4-1	①⑤工事成績評定点	R4.4.1～R7.3.31に契約工期が終了(工期末)し、揭示日までに通知を受けた工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事種別【建築】及び【保全建築】 ・支社等や金額を問わない ・住まいセンターにおいて㈱URコミュニティが発注手続きを行った工事を含む 	<p>①⑤:工事成績が分かる資料</p> <p>⑤:配置予定技術者が当該工事に携わっていたことが確認できる書類(コリンズ登録)</p>	<p>・工事成績は機構でも確認し、記入漏れがあった場合、機構にて平均点の算出に反映します。</p> <p>・この項目の評価点は、工期末が(1)R6.9.30以前 (2)R6.10.1以降の工事ごとに成績評定の平均点を算出し、各工事件数にて按分して算出します。なお、評価点の算出は小数点第1位までとし、小数点第2位は四捨五入とします。</p> <p>【評価点の計算例】</p> <p>(1)R6.9.30以前の工事が2件、成績平均68.5点(別添1より配点1点)→ $1点 \times 2件$</p> <p>(2)R6.10.1以降の工事が1件、成績76点(別添1より配点2点)→ $2点 \times 1件$</p> <p>(1)(2)の工事件数合計3件</p> <p>よって各工事件数で按分した評価点</p> <p>$1点 \times 2/3件 + 2点 \times 1/3件 = 1.33 \Rightarrow 1.3点$ となります。</p>
	②⑥(1)優秀工事施工業者表彰	R2.4.1～R7.3.31に契約工期が終了(工期末)した工事で、揭示日までに通知を受けたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸及び公共共同住宅の居住中工事におけるもの ・工事種別や金額を問わない 	②⑥:表彰状の写し等、確認できる書類	
	②⑥(2)機構の街づくり等事業貢献者への表彰	R5.4.1から揭示日までに通知を受けたもの	・支社等や部門を問わない	⑥:配置予定技術者が当該工事に携わっていたことが確認できる書類(コリンズ登録)	
				・安全管理強化月間による表彰は、対象外	

⑤⑥共通

・元請け企業の主任(監理)技術者として、当該工事の全ての期間に携わったもの。(現場代理人・担当技術者・現場員の実績も可)

・複数名申し込む場合は、最も評価値の合計が低くなる配置予定技術者の実績を評価します。

■発注者指定方式の概念図



■余裕期間制度の概要

余裕期間制度とは、契約締結日の翌日から工事の始期（工事着工日）までの間に余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事着工日）もしくは終期（工期末）を機構が指定、または、受注者が選択できる制度であり、以下の①～③の方式がある。

- ①発注者指定方式：機構が工事の始期（工事着工日）をあらかじめ指定する方式（「余裕期間付き発注者指定工期による契約方式」を改称）
- ②任意着手方式：機構があらかじめ示した工事着工期限日までの間で、受注者が工事の始期（工事着工日）を選択できる方式（「フレックス工期による契約方式」を改称）
- ③フレックス方式：機構があらかじめ示した全体工期（余裕期間と実工事期間を合わせた期間）内で、受注者が工期の始期（工事着工日）と終期（工期末）を選択できる方式

	平成26年度～平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
①発注者指定方式			余裕期間付き発注者指定工期(※)	R3.10.1 余裕期間制度 発注者指定方式	
②任意着手方式			フレックス工期(※)	R3.10.1 任意着手方式	
③フレックス方式				R3.10.1 フレックス方式	

※従来の「余裕期間付き発注者指定工期による契約方式」、「フレックス工期による契約方式」について、R3.10.1以降に公告する工事では「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「余裕期間制度（任意着手方式）」にそれぞれ改称。

余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式の試行に係る取扱要領

(令和2年9月30日制定)

(令和3年10月1日改定)

独立行政法人都市再生機構

(総則)

第1条 本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（機構が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式をいう。以下同じ。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が余裕期間内に工事準備を行うことができる工事（余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式を試行する工事（以下「発注者指定方式による工事」という。))を試行するものである。

(余裕期間及び工期)

第3条 機構は、工事着工日をあらかじめ指定し、工事着工日から工期末までの工期を入札公告等により明示するものとする。

2 契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

3 受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

(前払金の取扱い)

第4条 発注者指定方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

(工事着工日前の取扱い)

第5条 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

2 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

3 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。

(技術者の取扱い)

第6条 余裕期間（契約締結日の翌日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第7条 余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式の試行により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以上

施工体制の確認ヒアリング調書

本調書は、入札参加者のうち、その申込み価格が調査基準価格以上である者に対して実施するものである。

(1) 品質確保の実効性について

ヒアリング項目	有無のチェック
①建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。	有
	無
②安全衛生教育や危険個所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。	有
	無
③品質管理、出来形管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。	有
	無

(2) 施工体制確保の確実性について

ヒアリング項目	有無のチェック
①施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。	有
	無
②施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。	有
	無
③配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。	有
	無

工事名称：

令和 年 月 日

商号又は名称：

代表者氏名：

印

※1 本件責任者(部署・役職・氏名)：

本件担当者(部署・役職・氏名)：

※2 連絡先(電話)1：

連絡先(電話)2：

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印不要です。
押印される場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。その場合は、後日郵送願います。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載してください。
(個人事業主等で複数回線の電話番号が無い場合は、1回線の記載も可。)

作成要領（各様式共通）

1. 入札者は、発注者があらかじめ指定した期日までに、記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注者が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式に提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
4. 発注者は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式に提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式 1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

1. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
2. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
3. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
4. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
5. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
6. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
7. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
8. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
9. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領5により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式 2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

記載要領

1. 本様式は、様式1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。
（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

様式 3 VE提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
2. 本様式は、様式1及び様式2に対応した内容とする。

様式4 下請予定業者等一覧表

記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
3. 購入予定の資材については様式6、直接リースを受ける予定の機械については様式7、確保しようとする労務者については様式8に対応した内容とする。

添付書類

1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
2. 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

添付資料

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。（保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。）
2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式6 資材購入予定先一覧

記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は、製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式7 機械リース元一覧

記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する「（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等」。
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む）を契約対象工事の専属の使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（い

ずれも過去1年以内のものに限る)等合理的かつ現実的な額を「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式8 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも()内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合であっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

様式9 工種別労務者配置計画

記載要領

1. 本様式には、様式8の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式10 建設副産物の搬出地

記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式11 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

1. 本様式は、様式10に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式10に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式10に、記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。

6. 仮置き場と間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3. 仮置き場と間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 12 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 13 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 14 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）、を「計上した工種等」の欄には様式 2 の「細目別内訳」のいずれかに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 13 品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式 14 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を「計上した工種等」の欄には様式 2 の「細目別内訳」のいずれかに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。
また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14 品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄には「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該検査に要

する費用の総額を「計上した工種等」の欄には様式2の「細目別内訳」のいずれに計上しているかを記載する。
添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 15 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む）を「計上した工種等」の欄には様式2の「細目別内訳」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 16 安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
2. 「諸費用」の欄は「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を「計上した工種等」の欄には様式2の「細目別内訳」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたものを）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない）。

様式 17 施工体制台帳

記載要領等

1. 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印をつけること。
2. 専門技術者には、土木・建築一式を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

〔下請請人に関する事項〕

1. 主任技術者の配置状況について【専任・非専任】のいずれかに○印を付すこと。

2. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合専門技術者を兼ねることができる。)

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3. 主任技術者の資格内容 (該当するものを選んで記入する。)

- ① 経験年数による場合
 - 1) 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
 - 3) その他
- ② 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建設業法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

以 上